

## 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応費用補償特約のご案内

- 2020年5月12日より、生産物賠償責任保険等でオプション特約の「食中毒・特定感染症利益補償特約」をセットしていただいた場合、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応費用補償特約」が自動セットされます。
- 「食中毒・特定感染症利益補償特約」では保険金のお支払い対象とならない、新型コロナウイルス感染症による休業や費用負担による損失に対して、この特約により緊急対応費用保険金をお支払いします。

### <対象契約>

生産物賠償責任保険、旅館賠償責任保険、店舗賠償責任保険で「食中毒・特定感染症利益補償特約」をセットしていただくご契約。

### <緊急対応費用保険金をお支払いする場合>

次のいずれかに該当する事由(事故)により、被保険者に損失が生じた場合にお支払いします。

- ① 新型コロナウイルス感染症<sup>(注)</sup>に罹患した者が保険証券記載の被保険者の営業施設にいたこと等により、施設が新型コロナウイルス感染症<sup>(注)</sup>の原因となる病原体に汚染され、保健所等の指示により施設の消毒等の措置が行われたこと。
- ② ①の汚染の疑いがある場合に保健所等により施設の消毒等の措置が行われたこと。

(注) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りです。

### <お支払いする緊急対応費用保険金の額>

1 営業施設につき **20万円** (保険期間中に20万円が限度となります。)

### <緊急対応費用保険金をお支払いしない主な場合>

- ・ **事故を伴わない休業および行政機関からの要請等による営業自粛**
- ・ 事故を伴わない自主的な施設の消毒その他の措置
- ・ 保険期間の開始日の翌日から起算して14日以内に発生した事故(2020年5月12日以降に締結された新規契約<sup>(注)</sup>の場合に限りです。)

(注) 中途セットを含みます。継続契約であっても、継続前契約に「食中毒・特定感染症利益補償特約」をセットしていない場合は、新規契約として取り扱います。

このチラシは、生産物賠償責任保険等の「食中毒・特定感染症利益補償特約」に自動セットされる「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応費用補償特約」の特約を記載したものです。生産物賠償責任保険等の詳細については重要事項のご説明またはパンフレット等をご覧ください。